配当公告

名古屋市北区平安二丁目二五番三〇号
破産者　株式会社西浦土木
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十三年（フ）第二九四二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
金四一六、三一〇、一七九円
一、配当することのできる金額
金三一、八四六、八〇三円
平成二十四年九月二十日
名古屋市中区丸の内三丁目一四番三三号本町法務ビル四階　破産管財人　渡邉　和義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市神居町台場三二六番地、最後の住所旭川市南が丘一丁目二番三号
被相続人　亡　齊藤　達矢
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月二十日
事務所旭川市永山四条三丁目四番八号あさひ岳法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大石　剛史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道登別市幌別町四丁目一二番地一、最後の住所札幌市清田区平岡九条一丁目四番六号
被相続人　亡　山岸　静子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月二十日
事務所札幌市中央区北一条西四丁目二番二号札幌ノースプラザ八階　弁護士法人北海道ひびき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松本　佳織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市南区真駒内本町七丁目四番地一八、最後の住所札幌市南区石山一条四丁目五番一九号
被相続人　亡　川人　敏紀
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月二十日
札幌市中央区南二条西一〇丁目　ジムテルビル六階
相続財産管理人　向井　清利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県五所川原市大字沖飯詰字男鹿一四三番地五、最後の住所青森県五所川原市大字沖飯詰字帯刀一二六番地二
被相続人　亡　田口　由満
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月二十日
青森県五所川原市大字一野坪字坪実二七番地二
相続財産管理人　對馬　勉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県大崎市鳴子温泉字新屋敷三四番地三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　諏訪部テル子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月二十日
宮城県大崎市三本木秋田字西沢五番地一
相続財産管理人　小髙　雄悦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県遠野市東舘町三四番地、最後の住所岩手県上閉伊郡大槌町新町六番一一号
被相続人　亡　河村　和長
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月二十日
秋田県秋田市八橋本町三丁目二〇番三六号M2ビル2階
相続財産管理人　司法書士　桐生　謙吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県鹿角市尾去沢字西道口二八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　高杉　繁雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月二十日
事務所秋田県大館市字部垂町三九番地三川田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川田　繁幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県横手市前郷字上三枚橋一番地五、最後の住所秋田県横手市条里一丁目二番一一号
被相続人　亡　藤本　哲翁
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月二十日
秋田県横手市大町七番一八号横手商工会議所会館四階　相続財産管理人　薮本　孝一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県さくら市氏家二五三五番地、最後の住所栃木県さくら市氏家二七四六番地一〇
被相続人　亡　大門　慶子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月二十日
栃木県宇都宮市清住三丁目五番三号　白井裕己法律事務所
相続財産管理人　白井　裕己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区仲宿五八番、最後の住所東京都板橋区仲宿五八番八―四〇二号ダイヤパレス仲宿
被相続人　亡　成水　幸生
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月二十日
埼玉県坂戸市日の出町六番一一―六〇四
相続財産管理人　弁護士　田島　恒子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県児玉郡児玉町大字児玉一三四八番地、最後の住所埼玉県深谷市大字東方三二六二番地四
被相続人　亡　小島　章徳
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月二十日
埼玉県熊谷市宮町二丁目一二二番地　第一宮町ビル四階保岡法律事務所
相続財産管理人　弁護士　保岡　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市神奈川区六角橋三丁目六一九番地、最後の住所神奈川県綾瀬市落合南三丁目一三番三四号
被相続人　亡　西川路　修
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月二十日
横浜市中区日本大通一五番地横浜朝日会館八階
相続財産管理人　弁護士　糸井　淳一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市中室田町二一一〇番地、最後の住所群馬県高崎市中室田町二二五四番地
被相続人　亡　小池　千代
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月二十日
横浜市中区住吉町一―二スカーフ会館五階
相続財産管理人　弁護士　桑原　康孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市別所温泉一四二番地一、最後の住所長野県佐久市岩村田四二一三番地
社会福祉法人佐久福寿園
被相続人　亡　赤羽　牧夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月二十日
事務所長野県佐久市佐久平駅南二〇番地二ヴァローレビルⅡ三階
相続財産管理人　弁護士　浅野　元宏